

# 令和3年度 宮城支部保険料率等について

---

1.	<健康保険> 令和3年度保険料率についての支部評議会での意見及び運営委員会での意見	.....	1ページ
2.	<健康保険> 協会けんぽの収支見込みについて（医療分）	.....	3ページ
3.	<健康保険> 令和3年度宮城支部保険料率について	.....	4ページ
4.	<健康保険> 令和3年度他支部の保険料率や令和元年度からの増減状況について	.....	5ページ
5.	<健康保険> 全国と宮城支部の保険料率の推移	.....	6ページ
6.	<介護保険> 令和3年度の保険料率について	.....	7ページ
7.	<介護保険> 協会けんぽの収支見込みについて（介護分）	.....	8ページ
8.	<健康保険・介護保険> 令和3年度の宮城支部被保険者への影響について	.....	9ページ
9.	支部別一人当たり医療費及び一人当たり医療費の伸びの推移について	.....	10ページ

# 1. <健康保険>令和3年度保険料率についての支部評議会での意見及び運営委員会での意見

## 支部評議会における主な意見

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部(13支部)	※( )は昨年の支部数
意見の提出あり	41支部(34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部(2支部)	
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	3支部(4支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。



## 支部評議会の意見をを受けて運営委員会において議論された。

### 【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。  
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対する丁寧な説明が必要になってくると考える。  
最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考えため、2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込みは、去年、保険料率を議論した際の見込みの数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。  
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化して欲しい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。
- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持するべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考え。
- 保険料率は現行を維持するべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

### 【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。事務局におかれては、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようお願いする。



協会けんぽ平均保険料率は10%を維持することについて  
厚生労働省に要請

## 2. <健康保険>協会けんぽの収支見込みについて（医療分）

### 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     拠出金等対前年度比                      + 272 } + 443                      + 172 }                      ▲ 0                 </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

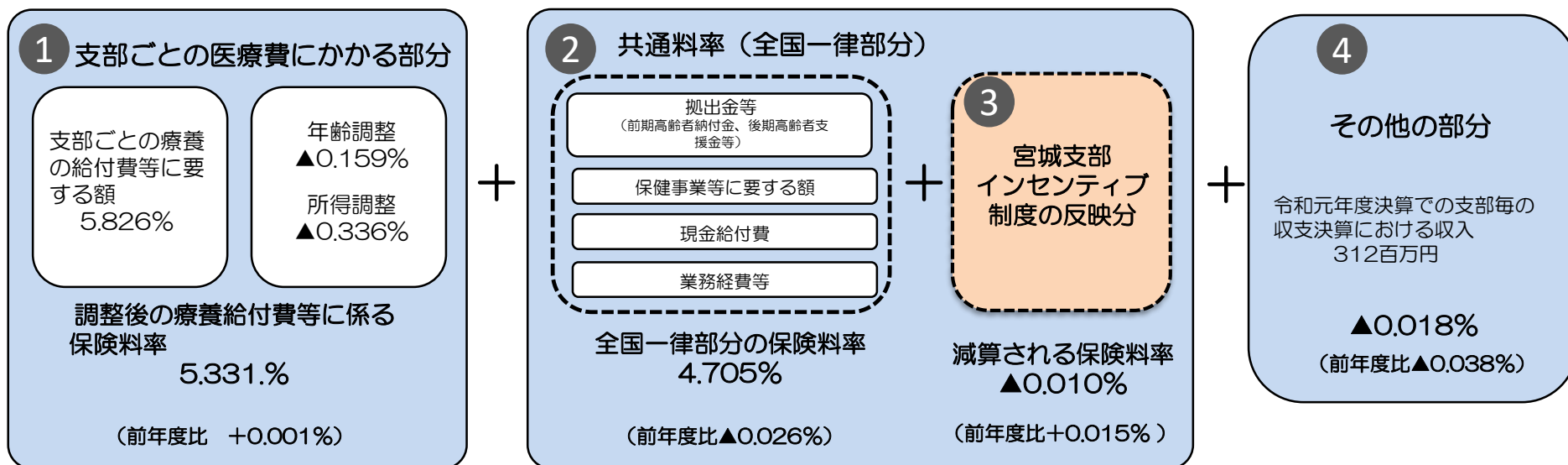
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

### 3. <健康保険>令和3年度宮城支部保険料率について

**令和2年度10.06%⇒令和3年度10.01%の見込み(前年度▲0.05%)**

考え方

- 令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 全国平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は0.004%から、0.007%に変更 ※インセンティブは宮城支部は全国第14位
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更



都道府県単位保険料率 (令和3年度宮城支部保険料率)



#### 4. <健康保険>令和3年度他支部の保険料率や令和2年度からの増減状況について

令和3年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

令和3年度都道府県単位保険料率の  
令和2年度からの変化  
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

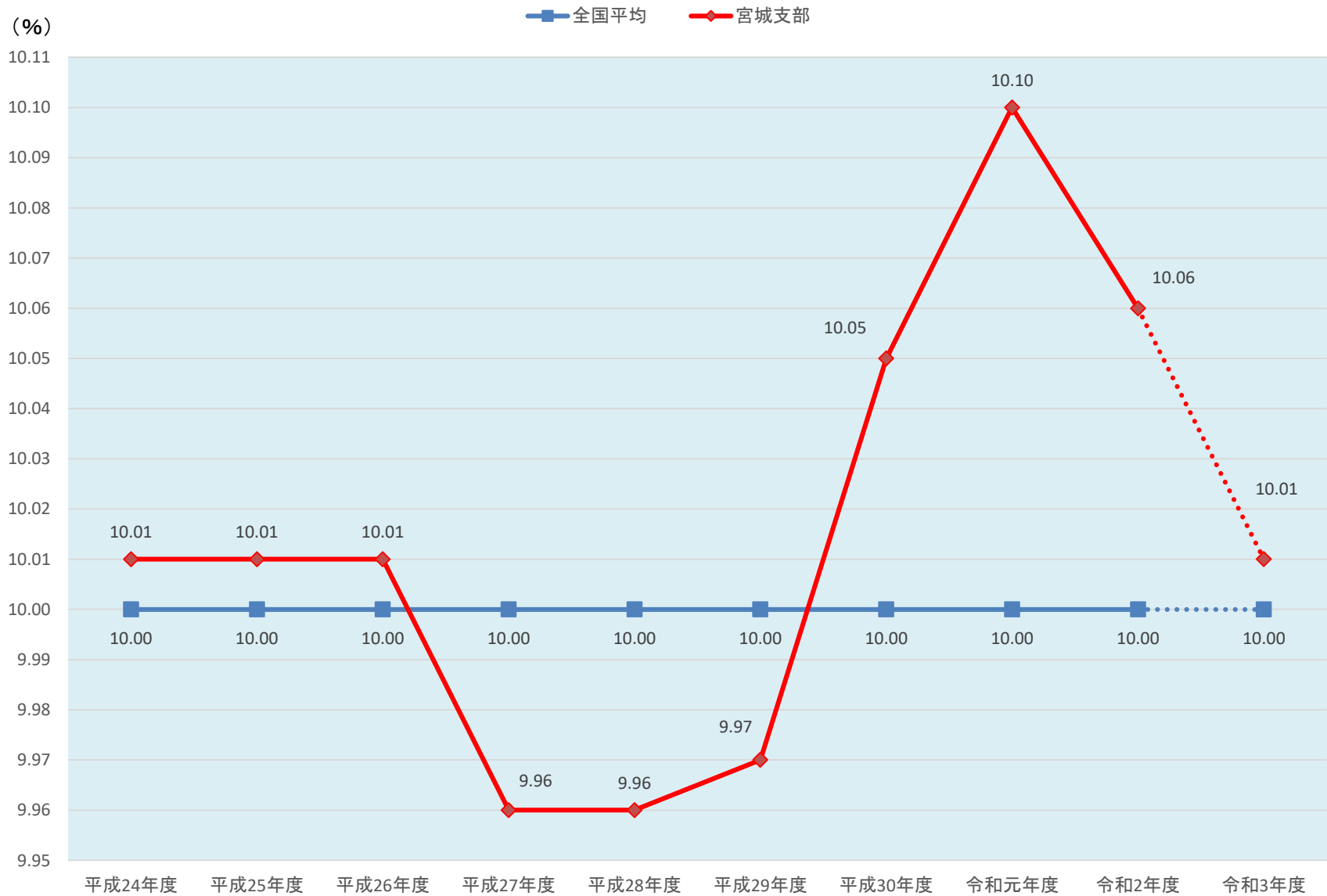
20

26

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

## 5. 全国と宮城支部の保険料率の推移



## 6. <介護保険>令和3年度の保険料率について

**令和2年度1.79%⇒令和3年度1.80%の見込み(前年度+0.01%)**

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増  
[月額] 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。



## 7. <介護保険>協会けんぽの収支見込みについて（介護分）

### 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80%  納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 8. <健康保険・介護保険>令和3年度の宮城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、標準報酬月額28万円 で試算している

### ○40歳以上65歳未満の被保険者

	令和2年度	令和3年度	対2年度	保険料への影響額(毎月)
健康保険	10.06%	10.01%	▲0.05%	▲70円(労使共に)
介護保険	1.79%	1.80%	+0.01%	+14円(労使共に)
合 計	11.85%	11.81%	▲0.04%	▲56円(労使共に)

### ○40歳未満及び65歳以上の被保険者

		令和2年度	令和3年度	対2年度	保険料への影響額(毎月)
健康保険		10.06%	10.01%	▲0.05%	▲70円(労使共に)
介護保険	40歳未満	介護保険料なし			
	65歳以上	居住する自治体(市町村)毎に算定する			

## 9. 支部別一人当たり医療費及び一人当たり医療費の伸びの推移について

---

### 【対象医療費】

- ・ 加入者一人当たり医療費（入院、入院外、歯科のレセプトデータ）
- ・ 療養費は除く
- ・ 一人当たり医療費はすべて年齢調整済のものを使用
- ・ 今回の分析に用いた一人当たり医療費の数値は宮城支部が独自に集計した数値であり、保険料率算定の際に使用する数値とは異なることに注意

### 【対象期間】

- ① 平成29年度～令和元年度の3カ年度分の一人当たり医療費の実績と伸びの推移
- ② 平成30年度～令和2年度の3カ年度分の4月～6月の一人当たり医療費の実績と伸びの推移







